

議第四号議案

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
 - 第二章 薬物の濫用の防止に関する基本的な施策（第五条―第十条）
 - 第三章 薬物の濫用の防止のための規制（第十一条―第二十五条）
 - 第四章 埼玉県薬物検討審査会（第二十六条）
 - 第五章 雑則（第二十七条）
 - 第六章 罰則（第二十八条―第三十二条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、大麻取締法その他の薬物の取締りに関する国の法令の規制に係る薬物に該当しない薬物の濫用が急増し、被害が深刻化している状況を踏まえ、県がこれらの薬物の濫用を防止するための具体的な方策を迅速かつ的確に推進すること等により、薬物の濫用から県民の健康を守るとともに、県民が安全にかつ安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四号）第一条に規定する大麻
- 二 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚醒剤及び同条第五項に規定する覚醒剤原料
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬
- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしがら
- 五 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉塞用又はシーリング用の充填料
- 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十五項に規定する指定薬物

七 前各号に掲げるもの（以下「法定濫用禁止薬物」という。）のほか、濫用されることによつて、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、又は及ぼすおそれがある物（酒類及びたばこを除く。以下「危険薬物」という。）

（県の責務）

第三条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

（県民の責務）

第四条 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならない。

2 県民は、薬物の濫用の防止に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 薬物の濫用の防止に関する基本的な施策

（埼玉県薬物濫用対策推進計画）

第五条 知事は、埼玉県薬物濫用対策推進計画（以下「推進計画」という。）を策定する。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 薬物の濫用を防止するための教育、学習及び啓発活動の推進に関すること。

二 薬物の濫用に対する監視、指導及び取締りに関すること。

三 薬物に依存する者の回復を支援する民間団体に対する助成その他薬物に依存する者の回復、治療等に関する体制の整備に関すること。

四 その他薬物の濫用を防止するために必要な事項

3 県は、推進計画に基づく施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（推進体制の整備）

第六条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制を整備するものとする。

（情報の収集等）

第七条 県は、薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため、薬物の危険性に関する情報について収集、整理、分析及び評価を行い、その結果を薬物の濫用を防止するための施策に反映させるものとする。

（情報の提供）

第八条 県は、薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため、県民に必要な情報を提供するものとする。

(教育及び啓発)

第九条 県は、県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、教育及び啓発に努めるものとする。

(国等との連携等)

第十条 県は、薬物の濫用を防止するための施策の推進に当たって、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体との連携協力を図るものとする。

第三章 薬物の濫用の防止のための規制

(中毒症状に関する情報の提供)

第十一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の医師は、診察の結果、受診者が危険薬物を吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用したことによる中毒症状を呈している者(以下「中毒者」という。)であると診断したときは、その症状その他の情報(当該者を特定するに足りる情報を除く。以下同じ。)であつて規則で定めるものを知事に提供するものとする。

2 医薬品医療機器等法第二条第十二項に規定する薬局の薬剤師は、その業務に関して中毒者の中毒症状に関する情報を得たときは、その症状その他の情報であつて規則で定めるものを知事に提供するものとする。

(警戒薬物の指定)

第十二条 知事は、危険薬物のうち、その名称、包装、使用方法等の表示内容、販売場所、販売方法、広告、中毒症状に関する情報から、吸入、吸引、摂取その他の方法により人の身体に現に使用され、又は使用されるおそれがあると認めるもの(その構造が化学式で特定されるに至らないものを含む。)を警戒薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、埼玉県薬物検討審査会の意見を聴くものとする。

3 第一項の規定による指定は、警戒薬物を特定できる情報、指定の理由その他必要な事項を告示することによつて行うものとする。

(警戒薬物の指定の失効)

第十三条 前条第一項の規定による指定は、警戒薬物が法定濫用禁止薬物に指定され、若しくは該当するに至ったとき、警戒薬物が医薬品医療機器等法第七十六条の六の二第一項の規定による禁止に係る物品となつたとき又は警戒薬物が第十六条第一項の知事指定薬物に指定されたときは、その効力を失うものとする。

2 知事は、前項の規定により警戒薬物の指定が効力を失うときは、当該警戒薬物を特定できる情報、失効の理由その他必要な事項を告示するものとする。

3 第一項の規定による警戒薬物の指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、当該指定の失効後も、なお従前の例による。

(警戒薬物の指定の取消し)

第十四条 知事は、第十二条第一項の規定により指定した警戒薬物が、次条第四項に規定する説明書に記載した当該警戒薬物の用途及び使用方法に反して、吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれが無くなったと認める場合は、その指定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、埼玉県県薬物検討審査会の意見を聴くものとする。

3 第一項の規定による指定の取消しは、警戒薬物を特定できる情報、取消しの理由その他必要な事項を告示することによって行うものとする。

(届出及び販売等の手続)

第十五条 警戒薬物を、業として、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持する場所ごとに知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者(以下「販売業者」という。)は、規則で定めるところにより、同項の届出に併せて、当該届出に係る警戒薬物の用途及び使用方を記載した書面を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定による届出があつたときは、当該販売業者の氏名(法人にあつては、名称)その他規則で定める事項を告示するものとする。

4 販売業者は、警戒薬物を販売し、又は授与するときは、購入し、又は譲り受けようとする者に対し、当該警戒薬物に関する次に掲げる事項を記載した書面(以下「説明書」という。)を交付の上、その内容を説明しなければならない。

一 名称、用途及び使用方法

二 当該販売し、又は授与する物が警戒薬物に該当すること。

三 当該販売し、又は授与する物を身体に使用した場合には身体若しくは精神の健康を害し、又は重大な他害行為に及ぶおそれがあること。

5 知事は、説明書の内容を確認するため、販売業者に対し、当該説明書の提出を求めることができる。

6 知事は、前項の規定により提出された説明書の内容が適正かつ安全な使用のために十分でないと認めるときは、販売業者に対し、当該説明書の改善を指導することができる。

7 販売業者は、警戒薬物を購入し、又は譲り受けたときは、その都度、規則で定

める事項を書面に記載しておかなければならない。

8 販売業者は、警戒薬物を販売し、若しくは授与し、又は購入し、若しくは譲り受けた日から三年間、前項の規定による書面を保存しなければならない。

9 販売業者は、第一項の規定により届け出た事項を変更したときは、その日から十五日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならぬ。

10 販売業者は、警戒薬物を販売しなくなったとき、授与しなくなったとき、又は販売若しくは授与の目的で所持しなくなったときは、その日から十五日以内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。

11 知事は、前二項の規定による届出があつたときは、当該届出をした販売業者の氏名（法人にあつては、名称）その他規則で定める事項を告示するものとする。

（知事指定薬物の指定）

第十六条 知事は、危険薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものであつて、次の各号のいずれかに該当するものを知事指定薬物として指定することができる。

一 法定濫用禁止薬物と同等以上に人の健康に被害が生じると特定される物質
二 法定濫用禁止薬物と同等以上に人の健康に被害を生じるものと認められる製品（その構造が化学式で特定されるに至らないものを含む。）

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、埼玉県薬物検討審査会の意見を聴くものとする。

3 第一項の規定による指定は、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示することによつて行うものとする。

（知事指定薬物の指定の失効）

第十七条 前条第一項の規定による指定は、知事指定薬物が法定濫用禁止薬物に指定され、若しくは該当するに至つたとき、又は知事指定薬物が医薬品医療機器等法第七十六条の六の二第一項の規定による禁止に係る物品となつたときは、その効力を失うものとする。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失うときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由その他必要な事項を告示するものとする。

3 第一項の規定による知事指定薬物の指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、当該指定の失効後も、なお従前の例による。

（販売等の禁止）

第十八条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

一 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。
二 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること。

三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。

四 知事指定薬物をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で所持し、購入し、若しくは譲り受けること。

五 建物（県の区域内に所在するものに限る。）が、知事指定薬物を業として販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持しようとする者の当該事業（規則で定める正当な理由があるものを除く。）の用に供されることを知りながら、当該建物を当該者に貸すこと。

（警告）

第十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

一 第十五条第一項若しくは第九項の規定に違反して届出をせず、又は同条第二項の規定に違反して書面を提出しなかつた者

二 第十五条第四項の規定に違反して警戒薬物を販売し、又は授与した者

三 第十五条第五項の規定による説明書の提出の求めに応じなかつた者

四 第十五条第六項の規定による改善の指導に応じなかつた者

五 第十五条第七項の規定に違反して書面に記載しなかつた者

六 第十五条第八項の規定に違反して書面を保存しなかつた者

七 前条第一号の規定に違反して知事指定薬物を製造し、又は栽培した者

八 前条第二号の規定に違反して知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持した者

九 前条第三号の規定に違反して知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告した者

2 前項各号のいずれかに該当する者が、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても、同項の規定による警告を発することができる。

3 第一項の警告は、規則で定めるところにより行うものとする。

（販売中止等の命令）

第二十条 知事は、前条第一項第一号から第六号までの規定による警告に従わない者に対し、警戒薬物の販売若しくは授与の中止（以下「警戒薬物の販売等の中止」という。）を命じ、又は警戒薬物の回収その他必要な措置をとることを命ずることができる。

2 知事は、前条第一項第七号から第九号までの規定による警告に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与若しくは広告の中止（以下「知事指定薬物の製造等の中止」という。）を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとることを命ずることができる。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項第一号から第六号までのいずれかに該当する者に対し、同項の規定による警告を発することなく、警戒薬物の販売等の中止を命じ、又は警戒薬物の回収その他必要な措置をとることを命ずることができる。

一 薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため緊急を要する場合で、前条第一項第一号から第六号までの規定による警告を発するいとまがないとき。

二 前条第一項第一号から第六号までの規定による警告を受けた者が、過去に同項第一号から第六号までのいずれかの規定による警告を受けたことがあるとき。

4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項第七号から第九号までのいずれかに該当する者に対し、同項の規定による警告を発することなく、知事指定薬物の製造等の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとることを命ずることができる。

一 薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため緊急を要する場合で、前条第一項第七号から第九号までの規定による警告を発するいとまがないとき。

二 前条第一項第七号から第九号までのいずれかに該当する者が、過去に同項第七号から第九号までのいずれかの規定による警告を受けたことがあるとき。

（特定電気通信役務提供者への要請等）

第二十一条 知事は、特定電気通信（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）第二条第三号の特定電気通信をいう。以下同じ。）による情報の送信として第十八条第三号に掲げる行為を確認したときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備（同法第二条第二号に規定する特定電気通信設備をいう。）を用いる特定電気通信役務提供者（同条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）に対し、当該事実を通知するとともに、当該行為に係る広告の情報の発信者（同条第四号に規定する発信者をいう。）と当該情報の送信の防止に関し協議することを要請するものとする。

2 前項の場合において、県外に事務所を有する特定電気通信役務提供者に対する要請については、知事は、国又は他の地方公共団体と第十条の規定による連携協力を図るものとする。

3 特定電気通信役務提供者は、当該役務に係る契約を締結するに当たり、次に定

める内容の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めなければならない。

一 当該役務に係る特定電気通信を法令の規定に違反して薬物の販売又は授与を目的とした広告に利用してはならないこと。

二 当該役務に係る特定電気通信が前号に掲げる広告に利用されていることが判明した場合には、特定電気通信役務提供者は、催告することなく当該役務に係る契約を解除し、当該広告に係る情報の送信を防止する措置を講ずることができること。

(不動産の貸付け等における措置)

第二十二條 県内に所在する不動産(以下「不動産」という。)の貸付け又は譲渡(以下「貸付け等」という。)をする者は、当該貸付け等に係る契約を締結するに当たり、当該契約の相手方が当該不動産を法令の規定に違反して薬物の販売又は授与を行う事務所の用に供するものではないことを確認するよう努めなければならない。

2 不動産の貸付け等をする者は、当該貸付け等に係る契約を締結する場合には、次に定める内容の特約を契約書その他の書面に定めるよう努めなければならない。

一 当該不動産を法令の規定に違反して薬物の販売又は授与を行う事務所の用に供してはならないこと。

二 当該不動産が法令の規定に違反して薬物の販売又は授与を行う事務所の用に供されていることが判明した場合には、当該貸付け等をした者は、催告することなく当該不動産の貸付け等に係る契約を解除することができること。

(緊急時の勧告)

第二十三條 知事は、危険薬物の濫用により県民の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、第十六条第一項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとることを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行った後、速やかに、その旨を埼玉県薬物検討審査会に報告し、その意見を聴くものとする。

(公表)

第二十四條 知事は、前条第一項の規定による勧告を行ったときは、規則で定める事項をインターネットの利用その他の適切な方法によって公表するものとする。

2 知事は、第二十条の規定による命令を行ったときは、規則で定める事項をインターネットの利用その他の適切な方法によって公表することができる。

(立入調査等)

第二十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、警戒薬物若しくは知事指定薬物又はこれらに該当する疑いのある物（以下「警戒薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り警戒薬物等の提出を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 知事は、第一項の規定による立入り及び調査、質問若しくは警戒薬物等の提出等の要求をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、公安委員会規則で定める者に対し援助を求めることができる。

5 前項の規定による公安委員会規則で定める者は、前項の規定による援助の求めを受けた場合において、必要があると認めるときは、速やかに、公安委員会規則で定める警察職員に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

第四章 埼玉県薬物検討審査会

（埼玉県薬物検討審査会）

第二十六条 危険薬物の危険性に関する情報について調査を行い、その結果を知事に報告するため、知事の附属機関として、埼玉県薬物検討審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる事項を調査し、知事に報告する。

一 第十二条第一項の規定による警戒薬物又は第十六条第一項の規定による知事指定薬物の指定に係る情報の分析及び評価に関すること。

二 第二十三条第一項の規定による勧告に係る情報の分析及び評価に関すること。
3 審査会は、法律又は薬物に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する五人以内の委員で組織する。

4 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 審査会の行う調査の手続は、公開しない。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な

事項は、規則で定める。

第五章 雑則

(委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

(罰則)

第二十八条 第二十条第二項又は第四項の規定による命令（第十九条第一項第七号及び第八号に係るものに限る。）に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一号又は第二号の規定に違反してこれらの規定に掲げる行為をした者

二 第二十条第二項又は第四項の規定による命令（第十九条第一項第九号に係るものに限る。）に違反した者

第三十条 第十八条第四号の規定に違反して同号に掲げる行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第二十条第一項又は第三項の規定による命令（第十九条第一項第四号に係るものを除く。）に違反した者

二 第二十五条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは警戒薬物等の提出の要求に応じなかった者

(両罰規定)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十五条、第十八条から第二十条まで及び第六章の規定は、平成二十七年五月一日から施行する。

平成二十七年二月二十六日提出

埼玉県議会議員

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
吉田芳朝	井上將勝	水村篤弘	中川浩	高木真理	山本正乃	田並尚明	菅克己	木村勇夫	浅野目義英	島山稔	山川百合子	同

提案理由

近年、大麻取締法その他の薬物の取締りに関する国の法令の規制に係る薬物に該当しない薬物の濫用が急増し、被害が深刻化している状況を踏まえ、県がこれらの薬物の濫用を防止するための具体的な方策を全国で最も厳しい水準で迅速かつ的確に推進すること等により、薬物の濫用から県民の健康を守るとともに、県民が安全にかつ安心して暮らすことができる健全な社会を実現したいので、この案を提出するものである。